

令和6年度 第3回 白馬村上下水道事業経営審議会 議事要旨

招集年月日	令和6年6月24日(月)
招集の場所	白馬村役場 201会議室
開催時間	午前10時～午前11時31分

出席者

■委員

元区長会長 (R4 白馬町区長)	太田 芳明	○
元副区長会長 (R4 めいてつ区長)	前田 芳昭	○
白馬商工会 顧問	杉山 茂実	○
白馬商工会 女性部	松沢 浩子	○
白馬五竜観光協会	岩井 良三	○
八方尾根観光協会長	丸山 徹也	—
北アルプス地域振興局 総務管理・環境課 企画幹兼環境係長	山本 一海	○
指定工事店組合長 (有)タカハシ管設工業)	高橋 慶多	—
施設維持管理業者 ((株) 水 ingAM)	西堀 朗子	○
白馬村議会 産業経済委員長	切久保 達也	○
白馬村議会 議長	太田 伸子	○
公募委員	一井 良	○

■事務局

白馬村 上下水道課長	廣瀬 昭彦	○
白馬村 上下水道課 業務係長	中村 由加	○
白馬村 上下水道課 管理係長	柏原 正樹	○
白馬村 上下水道課 上下水道係長	下川 智之	○

1 開会

廣瀬上下水道課長が開会及び会の成立を宣言した。

2 会長あいさつ（杉山会長）

水道料金改定に係る審議ということで、本日は主に答申書（案）について検討いただきます。よろしくお願いします。

3 議事

1) 水道料金検討に係る事項

(1) 新水道料金表（案）について

資料1に基づき事務局から説明した。

(事務局)

前回の審議会では、改定率130%となる料金表を9パターン示し、検討いただきました。

資料の5ページにありますのが、その9パターンの料金表です。左上の①算定要領に準拠した料金表というものをたたき台として、②～④まで9パターンの料金表を作成し、比較検討していますが、審議会での検討の結果、真ん中のパターン③-2が良いのではないかとということで概ね皆さんの承認を得られました。

パターン③-2は、「水量区分別の通増度あり」ただし「小口径5^mのみ最低単価」を設ける料金表です。13mm～25mmまでの小口径で使用料5^mまでの従量料金の単価を最低価格の65円とし、単身等の小口需要者に配慮しています。その他の従量料金単価は現行通り、3段階の使用水量区分に応じて140円・160円・170円の従量料金を設定しています。

前回の審議会の中では、パターン③-2の派生形である、③-3も良いのではないかとのご意見もいただきました。③-3は小口径の使用料については、現行の基本水量5^mを維持し、最低単価65円分をあらかじめ基本料金に上乗せする料金表です。

パターン③-2と③-3は甲乙つけがたく、③-2と③-3を併せた料金表は作れないかというご意見もいただきましたが、③-2と③-3を併せた料金表の作成というのは難しく、基本水量については、一部の口径だけ基本水量を設けるより、従量料金で最低単価を使って

配慮した方が良く、料金表としてわかりやすい等のご意見から③-2の採用に至っています。③-2について、③-3と同様に口径ごとの基本料金の値上げ額が同じになるように、基本料金の数字を調整するといったことも検討しましたが、そうなると、口径13mmの金額を少し上げなければならず、一般家庭がほとんどを占める口径13mmの基本料金は値上げ額を抑えるという考え方から、数字の調整はやめました。③-2をそのまま採用したいと思いますのでよろしくお願ひします。

2) 新料金表案の特徴

新料金表案となる③-2の特徴を資料の2ページから4ページにかけて記載しています。

(1) 口径別基本料金

13mm～75mmまで、口径別に基本料金が設定されていますが、給水能力に応じて基本料金を設定した結果、口径が大きくなるほど基本料金は高くなり、現行料金と比べた値上げ額も大きくなります。料金改定で最も影響を受けるのは75mmの使用者であり、現行と比べた値上げ額は37,000円～38,000円の値上げとなります。ちなみに口径13mmの現行と比べた値上げ額は約700円、口径20mmでは約1,100円となっています。現行の水道料金表は口径に応じた基本料金の逡増度が非常に弱く、本来あるべき水準からすると、口径が大きくなるほどに相対的に得をしていた状態であったといえます。

(2) 基本水量なし

基本水量とは、基本料金に一定分の使用量を含める料金体系のことで、白馬村水道事業では基本水量5m³が設定されています。基本水量は、水系感染症が蔓延していた近代水道創設期において、公衆衛生の向上を目的に「料金の気兼ねなく使える一定の水量」を付与することにより生活用水の利用を促進したものです。塩素滅菌によって水系感染症の心配がなくなった現代において、基本水量制が担っていた歴史的役割は失われていること、また、基本水量分の料金を賦課できないことによる経営的損失を勘案し、基本水量を廃止します。

(3) 逡増度あり

逡増度とは、使用水量の増加に伴い、従量料金単価が高額となる料金設定のことで、現行も逡増度ありの料金体系です。観光立村である本村は、シーズンによって使用水量の差が大きいという特徴があることから、季節的に多量に水を使用する大口需要者にも傾斜的な負担

を求めるといった考え方や、使用水量によっては現在より値下げとなる利用者層が発生し、負担増の公平性が確保されないということがないようにするため、逡増度は維持することが適当と判断しました。現行料金で既に逡増度を採用しており、維持した方が料金改定の各利用者負担額に及ぼす影響が小さいといった利点もあることから、新料金表案は逡増度を継続するものとしとします。

(4) 小口需要者（単身高齢世帯）への配慮

小口径の使用水量 5 m³以下の小口需要者は、別荘や季節営業を行う事業者以外に単身高齢者世帯が含まれていると想像できます。特に、近年の経済情勢や核家族化の進行により、経済的に厳しい単身の高齢者世帯の増加が予想されることから、こういった層に対する政策的配慮を料金表に反映させています。口径 13 mm～25 mmにおける使用水量 1～5 m³までの小口需要者に対し、従量料金単価を最低単価の 65 円で設定しています。

(5) 基本料金割合

原案では給水収益全体に占める基本料金の割合を 60%と設定した結果、従量料金単価が現行水準を大きく下回ることとなり、ある水量を超えると新料金と現行料金が逆転する現象が発生しました。そこで、新料金表案を作成するにあたって、基本料金割合については緩和することで調整を図りています。令和 4 年度実績では基本料金の割合が約 37%であったことから、おおよそ 37～50%程度を目途に検討を行った結果、新料金表案では基本料金割合は 39.4%となっています。

(6) ゼロ調定対策

水道料金は一般的に、基本料金を低廉にする目的から固定費の一部を従量料金に配分しています。すなわち、各利用者が従量料金として一定額を負担することが原価回収の前提となっており、ゼロ調定は本来担うべき料金負担を回避しているのが現状です。本村では、年間調定件数の約 3 割がゼロ調定であり、その要因として口径 13 mmの別荘利用者の存在が挙げられます。このようなゼロ調定利用者に相応の負担を求めるには、13mm 口径の基本料金部分に十分な値上げが必要となり、基本料金を相応に値上げしています。

(杉山会長)

事務局より、説明がありました。ご意見や質問がある方はご発言ください。

質疑応答

(委員)

ゼロ調定対策ということがよくわからないのですが。

(事務局)

ゼロ調定というのは、水道の開栓をしているが水の使用が認められない方で、別荘利用者等が挙げられますが、別荘利用者だけを想定して基本料金を値上げしてしまうと一般家庭にも影響が出てしまうので、基本的には小口径で水の使用量が少ない利用者にはあまり負担にならないような基本料金値上げとなっています。また、現行では全ての口径の基本料金は一緒だったので、口径が大きくなるほど得をしている状況でしたが、大きなメーターをつけることは施設に対する負担も大きくなるので、口径別に移行することによってその辺を基本料金に反映しています。従量料金については、基本は現行と同じ料金設定となっていますが、単身高齢者世帯や一般家庭に配慮し、一部最低単価を設けています。

(委員)

現行と比べると、基本料金は値上げとなっていますが、従量料金は値上げせず増度も現行と一緒なので、分かりやすい料金表だと思います。

(委員)

料金表について理解することは難しかったですが、だいぶわかるようになりました。高齢者のことを考えた優しさを感じられる料金表だと思います。

(委員)

水道料金のことはわかりましたが、下水道使用料はどういう算定方法になっているか分からない住民の方も多いため、水道料金と連動して値上げになると捉える方も多いためではないでしょうか。

(事務局)

基本的に、水道の使用量が下水道の使用量として算定されますが、下水道は水道と違った料金表で算定されます。下水道使用料の料金表は改定せず据え置きとなりますので、下水道も連動して値上げということにはなりません。水道・下水道の両方をお使いの方は、両方一緒に値上げとなるとやはり負担が大きいのと思いますので。ただし、下水道事業も厳しい経営状況なので、今後、見直しを検討していきたいと考えています。

(委員)

住民の方が混乱しないように、水道料金改定の周知の際に、下水道使用料の算定方法等についても周知し、下水道使用料については据え置きである旨の周知をした方が良いと思います。

(事務局)

そのようにします。

(委員)

今回の値上げというのは、上水道施設の更新工事に備えるためのものでありますが、実際にこの値上げ幅で年間どれくらいの増収になりますか。

(事務局)

今の料金水準の年間料金収入は税抜きで2億5千万円ベースですが、料金改定によって3億3千万円ベースを目標に、約8千万の増収を想定しています。ただし、料金改定をした他の事業体に聞いたところ、新料金表になっても目標額に到達していないという話も聞

きますので、その場合には検証が必要になると考えます。今までみたいに赤字でないから大丈夫というのではなく、今後の事業運営を考えて、5年毎に料金の見直しをする必要があります。

(2) 答申書(案)について

(会長)

進め方として、事務局より、答申書(案)を項目ごとに区切って読み上げてもらうので、その中で質問や修正、追加等があれば出していただききたい。

(事務局)

答申書(案)について事務局から読み上げ、説明した。

質疑応答

(委員)

附帯意見(3)のところで、二股浄水場再整備事業にあたって国庫補助金の活用も考えているのであれば、その旨を記載したらどうでしょうか。

(事務局)

補助金等を活用していかなければならないので、その旨を文面に加えて「～水需要に合わせた施設規模の適正化及び国庫補助金の活用により、」とします。

(委員)

先ほど出された意見であります。住民が混乱しないために、水道料金改定の周知の際に下水道使用料の算定方法等についても周知する旨を、附帯意見に入れた方が良いと思います。

(事務局)

附帯意見の（６）として、「水道料金改定の周知に際して、現行の下水道使用料の算定方法や今後の下水道使用料の見直しについても周知されたい。」という文言を加えます。

（委員）

答申書は村のホームページにアップして、住民の方が見ることになりますよね。そうなる
と、答申内容（２）や答申理由（２）の「適正な料金水準」の内容や文言が難しく分かりにく
いように思いますが、その辺はどうでしょうか。また、「今後２０年間に渡り、125%～130%
の料金改定を繰り返さないと健全財政が維持できない」という文言は、厳しい表現なので削
ることはできないでしょうか。

（事務局）

財政試算の結果からそのように記載していますが、企業努力や水需要の変動、社会情勢に
よって改定率は変わりますし、委員の皆さんが削った方が良いということであれば削ること
もできます。

（委員）

答申書というのは審議会が村長に提出するものなので、難しい文言や表現があっても良い
と思います。村のホームページに載せた答申書を住民の方が見ますが、難しくてわからない
点を今後の住民説明会等で上下水道課が説明することになりますし、広報等で周知していく
ことになると思います。

（事務局）

答申書をホームページに載せるにあたり、住民の方にできるだけわかりやすく伝えるため、
答申書の内容をまとめた要旨も載せる予定です。

（委員）

改定後の料金表がありますが、住民にわかりやすく伝えるためには、具体例を挙げた方が

良い。例えば「一般家庭4人家族の使用量ならば1か月どれくらいで、料金はいくらになる・・・。」というように示せば、実感しやすいと思います。

(委員)

使用水量1㎡についても、具体例で示したらどうでしょうか。お風呂が約200ℓならば5回分というように示せば分かりやすい。

(事務局)

今後、料金改定についてパブリックコメント等で意見を求めたり、広報等で周知をしていきますが、具体例を挙げて説明したいと思います。

(委員)

住民の皆さんは、我が家の水道料金はどのくらいになるかということが一番気になると思うので、料金早見表を示してもらえると分かりやすいです。

(事務局)

料金改定について議会の承認を得ることができたら正式決定となりますので、料金早見表についてもお示ししていきます。

(会長)

答申書についてはよろしいですね。

(委員一同)

異議なし

2) その他

事務局より、料金改定に関する今後のスケジュールについて説明した。

質疑なし

(会長)

料金改定全体を通しての感想ですが、事務局の説明を聞いて水道事業に対する危機感というのを感じたので、改定率についても致しかたないということで進めてきました。これで村長に答申書を提出しますが、今後も料金改定に関する事務を粛々と進めてもらいたいと思います。

本日の議事は以上で終了となります。進行については事務局のほうにお戻しします。

(事務局)

水道料金の改定に係る審議は、ここで一区切りとなります。特に今年度に入ってからは、短い期間に回数を重ねてご審議いただき大変だったと思いますが、皆様のご協力のおかげで答申に至ることができました。

今後も皆様のご協力を頂きながら事業を進めてまいります。下水道使用料の見直しもありますので、引き続きよろしく願いいたします。